公益財団法人松月流定款

公益財団法人松月流設立趣意書

- 1. 設立趣意書
- 1. 定款

松月流は、愛と和を大切にする「総愛和」を基調とし、我が国の伝統的な礼節を重んずることを第 1義として堅持し、初代渡辺宗敬を家元として創流(昭和16年4月1日)。以来、二代敬月、三代宗 敬とその意思は継承され70年が経過しました。

その間、伝統的な煎茶道の手法を通じて、現代煎茶趣味の確立、豊な人格の育成(礼儀作法・情操教育)に着実な努力を続け皆様に愛される松月流として成長して参りました。

日本にお茶が伝来して約1000年が経ち、日本独自の青製煎茶(蒸緑茶)が発明されて270年以上の時が経ちました。今も昔も、日本人とお茶は、お米同様に切っても切れない大切な関係であります。また、今日では、煎茶が持つ効能も医学的にも証明され、健康増進の国民的飲料としても至っています。

当流に於ては、煎茶をただ飲むにあらず喫するものとして、禅の精神を通した観点からも、お茶の美味しさ以上に、人間の精神的な成長を願う「道」として、煎茶道の振興をもって社会を明るく健康にするための努力を続けております。

又、第2義として煎茶道の祖と仰がれる高遊外賣茶翁の心「清風」「通仙」の精神の育成を図り、やすらぎとうるおいを求める現代の人々の心に清風清雅な世界を築いております。その為の煎茶教室、茶会、講習会を通した施策は着実に実を結び、単なるお茶の時間が、それ以上より一層人生の充実の一時と成っている事が私ども松月流の誇りでございます。美味しいお茶に、癒しの効果が結びつき「心に清らかな風の吹くお茶」、即ち清風のお茶を体感していただいて居ります。この美しい精神文化こそ、日本人が脈々と築いてきた伝統であり、「道」であると確信いたすところであります。

煎茶道は、日本人の日常にもっとも身近な生活文化です。その大衆性にかんがみ、万人のお茶に対する認識を更に高め、一段と高き精神性を持って普及させる事が任務であります。当流は、高遊外賣茶翁が残した「一杯のお茶を以って太平の眠りを覚まさん」との言葉の如く煎茶道を通じ、より多くの人達に「お茶」のもつ効果・効用・効能を再発見頂き、生涯教育に資するばかりでなく、日本人に生まれた喜び、自覚、誇りを持っていただく事を強く願っております。

しかしながら、歴史的経過、認識、公布宣伝の不足、その他身近なるが故の軽視等、多くの障害もないではありません。こうしたものを克服し、より良き指導者を育成し、品位を保ち、更に内容を充実させ、この課せられた使命遂行に万全を期する事が重要だと考えております。

従って、煎茶道のもつ歴史的、時代的要求と、高度な社会性、公共性にかんがみ、体質の改善を促し、煎茶道全体の社会的地位の向上、発展を期する事は、我が国の伝統文化の発展と生活文化の向上、更には、精神文化の進展にとって極めて重要な意味を持っております。

よって、ここに公益法人として継続を望み、より一層の充実を図るべく新しき公益認定法人への生まれ変わりを決意した次第であります。(1)上記の目的が促進され(2)流儀の近代化を計り(3)公共性の高まりが信頼を生み(4)広域事業(5)各種公共団体との提携(6)諸活動や事業が充実、拡大され、(7)人材の確保、登用が進展し(8)事業運営財源の確立並びに経理の公開が促され(9)有形無形の公益が増大し(10)余暇の知的善用を通し、総合した文化の発展に寄与せんとする責務に答えるべく、邁進していく覚悟でございます。

平成 24 年 4 月 1 日

公益財団法人松月流定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人松月流と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

(玄部)

第3条 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に支部を設置することができる。これを変更又 は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、松月流煎茶道の普及向上を図り、もって、我が国文化の進展に寄与することを 目的とする。

(公益事業)

- 第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 煎茶道に関する調査、研究
 - (2) 煎茶道に関する指導者の育成
 - (3) 煎茶道の普及、奨励のための研究会、講演会、茶会、教室等の開催
 - (4) 煎茶道に関する図書、雑誌の発行
 - (5) 煎茶道会館の設置、運営
 - (6) その他目的を達成に必要な事業
 - 2 前項の事業は、目的事業とし、本邦及び海外において行う。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

- 第6条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産は、理事会で定めた財産をこの法人の 基本財産とする。
 - 2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために 善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとすると き及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要す る。
 - 3 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第16号に定める公益目的事業を行うために必要不可欠な特定の財産とする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第8条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類に ついては、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て評議員 会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
 - 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の 閲覧に供するものとする。
 - 3 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁 に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に理事長が次の書類

を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定 時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類について は、承認を受けなければならない。
- 3 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとと もに、定款を主たる事務所に備え置き、一般に閲覧に供するものとする。
- 一 監查報告
- 二 評議員及び役員の名簿
- 三 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の事業の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書 類

(公益目的取得財産残額算定)

第 10 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 4 8 条の規定 に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 4 項第 4 号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員3名以上20名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。
 - 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
 - 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を 超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって 生計を維持しているもの
 - ホ ハ又は二に掲げる者の配偶者
 - へ 口からハまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
 - 二 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の 総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 理事
 - 口 使用人
 - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある ものにあっては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者
 - ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体

- ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学 共同利用機関法人
- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省 設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律 により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)
- 3 評議員はこの法人又は法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

- 第 13 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議 員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
 - 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員か就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第 14 条 評議員は無報酬とする。ただし、各年度の総額が 60 万円を超えない範囲で、報酬等の基準 に従って算定した額を支給することができる。
 - 2 評議員には、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並 びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
 - 一 評議員の選任並びに理事及び監事(以下「役員」という。)の選任及び解任
 - 二 役員等の報酬並びに費用の額の決定及びその規程
 - 三 定款の変更
 - 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - 五 残余財産の処分
 - 六 基本財産の処分又は除外の承認
 - 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 18 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の 招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 20 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が 出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く 評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議 を行わなければならない。

(決議の省略)

第21条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 議長並びに出席し選出された評議員及び理事(2名ずつ)は、前項の議事録に記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

(役員の設置)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
 - 一 理事 10 名以上 15 名以内
 - 二 監事 2名以内
 - 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外のうち3名までを常務理事とすることができる。
 - 3 前項の理事長を持って一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とし、常務理事をもって同法第197条で準用する同法第91条第1項に規定する業務執行理事(理事会の決議により法人の業務を執行する理事として選定された理事をいう。以下同じ。)とする。

(役員の選任)

- 第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
 - 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
 - 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他(法令で定める) 特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、 同様とする。
 - 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある(ものとして法令で定める者である)理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞 なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
 - 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 常務理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の 状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産 の

状況を調査することができる。

(役員の任期)

- 第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結のときまでとする。
 - 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員 会の終結のときまでとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任され た理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
 - 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
 - 5 理事又は監事が第23条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満了 又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、な お理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第28条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - 二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないとき

(報酬等)

- 第29条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。
 - 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬等並 びに費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

- 第30条 この法人は、役員の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
 - 2 この法人は、外部役員等との間で前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する 場合には賠償責任を限定する契約を(理事会の決議によって)締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最高責任限度額とする。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第32条 理事会は、次の職務を行なう。
 - 一 この法人の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

- 第33条 理事会は、理事長が招集するものとする。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

- 第34条 理事会の議長は、理事長とする。
 - 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合に おいて、理事の全員が当該提案について書面により同意の意思表示を示したときは、その提 案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に意義を述べた ときはこの限りではない。
 - 3 理事、監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当 該事項を理事会へ報告することを要しない。
 - 4 前項の規定は、第25条第4項に規定する報告については適用しない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長の選定を行う理 事会については、他の出席した理事も記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
 - 2 前項の規定は、この定款の第4条及び第5条並びに第12条についても適用する。
 - 3 第1項の規定にかかわらず、第39条の規定はこれを変更することができない。
 - 4 「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第11条第1項各号に掲げる事項 に係わる定款の変更(軽微なものを除く)をしようとするときは、その事項の変更につき、 行政庁の認定を受けなければならない。
 - 5 前項以外の変更を行った場合は、遅延なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

- 第38条 この法人は、次の事由により解散する。
 - 一 基本財産の減失によるこの法人目的である事業の成功の不能
 - 二 その他法令で定められた事由

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団 法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号 に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

- 第41条 この法人の公告は、電子公告による方法とする。
 - 2 ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告を行うことができない場合は、官報 に掲載する方法により行う。

第10章 事務局その他

(事務局)

- 第42条 この法人に事務局を置き、重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定め る公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に 関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法 人の解散と登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規程にかかわらず解散 の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の登記の日に就任する理事及び監事は、次のとおりする。

理事(理事長) 渡邊 宗敬 理事(常務理事) 米田 幸雄 理事(常務理事) 朝倉 和代 三好 房子 理事 理事 藤掛 澄子 理事 田辺 良二 平野 トシ 理事 理事 齊藤 きみ子 理事 森 登き美 理事 大野 絹代 寺尾 信子 理事 理事 高橋 伸治

 監事
 鈴木 桂子

 監事
 松井 信行

- 4 この法人の最初の代表理事は愛知県豊橋市広小路二丁目9番地の1(906)渡邊宗敬とする。
- 5 この法人の最初の評議員は次のとおりとする。

評議員 水上 逸子 評議員 寺田 幸子 評議員 香田 百代 評議員 木村 治代 朝比奈 久代 評議員 澁谷 きみゑ 評議員 伊達 和子 評議員 渡邊 浩子 評議員 評議員 藤原 和人 評議員 加藤 笑子 原田 恵子 評議員 石川 喜美枝 評議員 評議員 日下 さかゑ 評議員 金田 富美子 評議員 髙井 美智子 評議員 武藤 正二 塩津 宣子 評議員 評議員 石田 薫 久世 紀代子 評議員 評議員 松﨑 幸代